## SETOGIWA TIMES

発行所: 行政書士塩見事務所 E-mail:info@setogiwa.com Web:www.setogiwa.com

大阪市中央区谷町 2-5-4 702 号 Tel:06-6946-9505

## (1) 年金分割

忘れかけている人がいるといけないので「年金分割」のおさらいをします。 今年1月、民間企業に勤める人たちの加入する厚生年金保険の窓口であった 社会保険庁は、「日本年金機構」に衣替えしました。

厚生年金の他に年金分割の対象となるのは国家公務員共済、地方公務員共済、 私立学校教職員共済です。厚生労働省の集計によれば、平成19年度末の厚生 年金保険の加入者は3457万人、共済組合は451万人とのこと。



夫婦の片方だけが厚生年金又は共済のどれかに加入していて、相手方がいずれにも加入していないときは、加入している年金の最大2分の1までが分割の対象になります。ただし結婚してから離婚するまでの期間の加入記録が対象であり、全加入期間が対象となるのではありませんのでご注意下さい!

夫婦が同じ種類の年金(例えば共に厚生年金)に加入しているときは、双方の加入記録を合算した合計の最大2分の1までが分割の対象になります。 どちらかの2分の1が一方的に他方に分割されるわけではありません。

夫婦が同じ種類の年金に加入しているとき、分割を受ける人の加入期間が一年以上あれば生年月日に応じて60歳代前半から受給できますが、加入期間が一年未満の場合は65歳からです。種類の違う年金に加入しているときは、加入期間が一年以上あっても分割を受けた分を受給できるのは65歳からです。

種類の違う年金を分割するときはそれぞれ別個に手続が必要です。国家公務員・地方公務員の共済は、同じ公務員同士ということで相互共通に運用され、 受給権があれば分割を受けた分も受給開始年齢から受け取れるのですが、手続 は国家・地方それぞれ別個にしなければなりません。種類の違う年金の場合、 片方だけ分割手続をしてもう一方は分割手続をしないということもあり得ます。

## ()情報の提供と分割の請求

厚生年金の場合は年金事務所(以前の社会保険事務所)、その他は各共済の窓口に請求すれば情報の提供が得られます。提供される情報は按分割合の範囲と、50歳以上で受給資格期間を満たしている人には年金の見込み額、50歳未満の人には対象期間中の標準報酬総額(年金の見込み額ではありません)です。

按分割合の範囲とは分割できる範囲のことで、例えば夫婦の片方だけが厚生 年金又は共済のどれかに加入していて相手方はいずれにも加入していないとき、 あるいは夫婦が種類の違う年金に加入しているときは、0~50%となります。

夫婦が同じ種類の年金に加入しているときは、ふたりの標準報酬総額に応じて40~50%、30~50%などとなり、この範囲内で分割割合を決めます。情報を元にまず夫婦で分割割合について話し合い、夫婦で話し合いがつかないときは家裁に調停を申し立てます。

話し合いあるいは調停で分割割合が決まったら各年金の窓口で分割の請求をします。分割の請求ができるのは原則として離婚後2年以内です。

手続を完了しても分割を受けた年金を受給できるのは受給資格期間を満たし、 受給年齢に達してからです。

65歳になっても受給資格期間を満たしていないと受給できません。



一旦分割手続をすると、分割を受けた人が死亡しても分割した人の年金は元に戻りません。年金を受給する前(受給年齢に達する前)であっても同じです。逆に分割した人が死亡しても、分割を受けた人は受給年齢に達すれば分割分を受給できますし、すでに受給中であれば継続して受給できます。ただし離婚をしているので分割をした人が死亡しても遺族年金は受けとれません。

金額面だけを考えれば、相手方が死ぬまで離婚せず遺族年金を受けとる方がいいのか、離婚して分割を受けるほうがいいのか、なんとも言えません。

分割された年金は離婚した夫または妻が再婚しても影響を受けませんが、遺 族年金は再婚すると受けとることができなくなります。

ほかにもできます:相続・遺言/交通事故/告訴・被害届/パスポート手続

E - mail: info@setogiwa.com Web: www. setogiwa.com